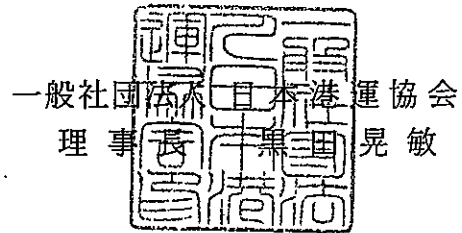




2021第119号
2021年7月2日

各地区港運協会長 殿



港湾運送に係る事件事故及び自然災害に係る被害の報告について

標記につきまして、今般、別添のとおり国土交通省港湾局港湾経済課より「港湾運送に係る事件事故及び自然災害に係る被害の報告」について、周知依頼がありました。

本件は、弊信2020年9月18日付2020第204号にて周知をお願いしたところですが、本年7月20日より「報告用メールアドレス」が変更になるとのことです。また、これに伴い「別紙1-1、別紙2」の該当部分も変更されます。

つきましては、お手数をおかけ致しますが、貴会傘下事業者へ周知下さるようよろしくお願い申し上げます。

なお、本件については、各地方運輸局等にも通知されております。

(写) 各地区港運協会、特別会員

国港経第27号
令和3年6月28日

一般社団法人日本港運協会理事長 殿

国土交通省港湾局港湾経済課長
(公印省略)

港湾運送に係る事件事故及び自然災害に係る被害の報告について（協力依頼）

港湾運送に係る事件事故及び自然災害に係る被害状況の報告につきましては、令和2年9月15日付国港経第43号をもちまして当該事案のご報告に係りますご協力のお願いをさせていただいたところでございます。

今般、当該通達においてお知らせをしております報告用メールアドレスについて添付いたします資料のとおり変更することとなりましたので、貴協会傘下会員及び地区港運協会へのご周知を下さいますようお願い申し上げます。

なお、本件につきましては、各地方運輸局等の港運担当部長にも別途通知をしておりますので申し添えます。

変更日：令和3年7月20日

報告先	報告用電子メールアドレス
国土交通本省(事件・事故)	hqt-mlit-koun-jikenjiko@gxb.mlit.go.jp
国土交通本省(自然災害)	hqt-mlit-koun-shizensaigai@gxb.mlit.go.jp
北海道運輸局	hkt-hokkaido-kouwan@gxb.mlit.go.jp
東北運輸局	tht-kowan-unso@gxb.mlit.go.jp
関東運輸局	ktt-kanto-koun2@gxb.mlit.go.jp
北陸信越運輸局	hrt-koun@gxb.mlit.go.jp
中部運輸局	cbt-chubu-koun@gxb.mlit.go.jp
近畿運輸局	kkt-kinki-koun-jiko-saigai@gxb.mlit.go.jp
神戸運輸監理部	kbm-kamotsukoun-jikosaigai@gxb.mlit.go.jp
中国運輸局	cgt-koun-chugoku@gxb.mlit.go.jp
四国運輸局	skt-koun-disacc@gxb.mlit.go.jp
九州運輸局	qst-koun@gxb.mlit.go.jp
内閣府沖縄総合事務局	okinawa-koun.p5h@ogb.cao.go.jp

事件・事故発生時の報告要領

1. 第1報

- 事業者は、下記の項目について報告書を作成の上、国土交通本省と管轄地方運輸局等の両方の報告用の電子メールアドレスに送付する。
(国土交通本省は、hqt-mlit-koun-jikenjiko@gxb.mlit.go.jpあて。)
- なお、メール機能の停止などに伴い、電子メールによる報告が困難な場合には、その旨を地方運輸局等の担当者に伝えた上でファックス又は電話により速報するとともに、追って携帯電話メール又はファックスにより報告を行う。
- 第1報は、被害の発生を把握次第、速やかに行うこととする。(遅くとも2～3時間以内に第1報を行うこととする。)
- 直ちに全ての情報を把握することが困難な場合には、速報性を重視し、まずは把握できた情報の範囲内で速やかに第1報を行うこととする。
- 報告事項は以下のとおりとする。(添付の報告例を参照)

【報告事項】

- ① 発生日時
 - ② 発生場所
 - ③ 事業者の名称
 - ④ 事業者の所在地
 - ⑤ 事故等の状況
※発生時の状況、その後の経過及び捜索救助の状況を可能な限り具体的に記すこと。
 - ⑥ 人的被害の状況
※死傷者の氏名、性別、年齢、職種(船内荷役作業員、沿岸荷役作業員等)、雇用の形態(常用、派遣、日雇)、傷害の程度、病院等への収容状況を記すこと。
 - ⑦ 物的被害の状況
※荷役機械の損壊等物的被害の状況を記すこと。
 - ⑧ 原因等
※報告時点において考えられる原因等を記載すること。推測の場合は、「(推測)」と、調査中の場合は「(調査中)」と付記すること。
- 報告事項は、直ちに内容を確認できるよう、原則としてメール本文にテキスト形式で記載することとする。
なお、労働災害に関する報告の場合は、メール本文への記載に代えて、港湾貨物運送事業労働災害防止協会への報告様式のファイルを添付しても差し支えない。

2. 第2報以降

- 事業者は、前回の報告以降に新たに判明した情報や変更された情報がある場合、当該新規判明情報・変更情報を、随時、速やかに報告することとする。
- 新規判明情報・変更情報には、新規・変更部分を【 】で囲うこととする。その他の点については、第1報と同様とする。

事件・事故の報告例

メールの件名：

〇〇港における船内荷役中の事故の発生について（第 1 報）

メールの本文：

当社において以下のとおり事故が発生しましたので、報告します。

【報告事項】

- ① 発生日時：令和〇年〇月〇日午前〇〇時〇〇分
- ② 発生場所：〇〇港〇〇岸壁（〇〇県〇〇市〇〇区〇〇 1 - 1 - 1）
- ③ 事業者の名称：〇〇港運(株)
- ④ 事業者の所在地：〇〇県〇〇市〇〇区〇〇 1 - 1 - 1
- ⑤ 事故等の状況：
本船から〇〇を積み出すため(荷役機械等)による荷役作業中、(荷役機械等)から積荷が落下し、船内荷役作業員〇名に衝突したものの。(事故の状況について、判明している事項をできるだけ詳細にご記述ください。)
- ⑥ 人的被害の状況：
 - ・〇名死亡（〇〇歳男性）、〇〇〇により死亡を確認（午前〇〇時〇〇分）
 社の常用労働者
 - ・〇名重傷（〇〇歳男性）、〇〇骨折等（午後〇〇時〇〇分に救出、緊急搬送され病院にて手術中）
 日雇労働者
 - ・船倉内には他に〇名の作業員がいたが、怪我等なし。
- ⑦ 物的被害の状況：
 - ・荷役機械の一部を損傷
- ⑧ 原因等：
現在調査中

【報告者】

〇〇港運（株）総務部総務課長 □□

電話：×××-××××-××××

自然災害発生時の報告要領

1. 第1報

- 事業者は、別紙3の様式により報告書を作成の上、国土交通本省と管轄地方運輸局等の両方の報告用の電子メールアドレスに送付することとする。
(国土交通本省は、hqt-mlit-koun-shizensaigai@gxb.mlit.go.jpあて。)
- なお、メール機能の停止などに伴い、電子メールによる報告が困難な場合には、その旨を地方運輸局等の担当者に伝えた上でファックス又は電話により速報するとともに、追って携帯電話メール又はファックスにより報告を行う。
- 第1報は、被害の発生を把握次第、速やかに行うこととする。(遅くとも2～3時間以内に第1報を行うこととする。)
- 直ちに全ての情報を把握することが困難な場合には、速報性を重視し、まずは把握できた情報の範囲内で速やかに第1報を行うこととする。

2. 第2報以降

- 事業者は、前回の報告以降に新たに判明した情報や変更された情報がある場合、当該新規判明情報・変更情報を、随時、速やかに報告することとする。
- 新規判明情報・変更情報は、文字色を赤色とし、下線を付すこととする。その他の点については、第1報と同様とする。